

# 古河あかやまスイミングスクール(K.A.S.S)会則

## 名 称

第 1 条 本スクールは、古河あかやまスイミングスクール(K.A.S.S)=(以下スクールという)と称し、亀屋商事株式会社が経営管理する事業部門である。

## 位 置

第 2 条 本スクールは茨城県古河市雷電町1番78号に置く。

## 目 的

第 3 条 本スクールは、教育的配慮のもとに専任コーチ別による一貫した水泳指導を行ない、水泳に対する正しい理解と関心を深め、健康な身体と健全な精神を育成し、併せてスポーツの振興に寄与することを目的とする。

## 入会資格

第 4 条 本スクールに入会できるものは、男・女1歳以上で健康な者、かつ本スクールの会則に賛同した者とする。

## 入会手続

第 5 条 本スクールに入会を希望する者は、下記所定の入会書類に必要事項を記入し、入会金、授業料等を添えて提出する。

1. 入会申込書
2. 保護者契約書(入会者が未成年の場合のみ)
3. 健康申告書
4. 顔写真1枚(3cm×2.5cmスナップ可)

## 授業日時

第 6 条 会員は、個人の能力と希望に応じて各クラス毎に定められた曜日、時間内で授業を受けることが出来る。

## 授業内容

第 7 条 本スクールは、各泳力に応じた授業内容を定め、本スクールのカリキュラムに基づいて指導をする。

## 授業料の納入

第 8 条 授業料は、前納制で毎月28日迄に翌月分を納入する。なお、2回目以降の納入は、原則として下記本支店による口座振替で行う。

常陽銀行 みずほ銀行 足利銀行 筑波銀行  
ゆうちょ銀行 栃木銀行 結城信用金庫

## 入会金・授業料の変更

第 9 条 入会金・授業料は諸物価の変動その他により、変更することがある。

## 定例及び臨時休館日

第 10 条 本スクールの休館日は、原則として毎月29日、30日、31日とする。尚、年間スケジュールにて休館日を確認すること。本スクールは、施設整備、その他やむを得ない理由により、臨時休館することがある。この場合には、1週間前迄に会員に通知する。

## 会員の心得

第 11 条 会員は次の事項を厳守すること。

1. 館内では、先生・係員の指示に従い、ルールを守ること。
2. 秩序を守り、本スクールの目的に添うよう努力すること。
3. チームワークを守り、全員協力して、常に楽しく真面目なスポーツマンとしての行動をすること。
4. 会員は、本スクール指定の水着、帽子等を使用すること。
5. 会員は、館内において用具、備品等を使用する時は必ず先生の指示に従うこと。
6. ロッカーには、必ず鍵をかけること。

## 水泳禁止者

第 12 条 本スクールで水泳を禁止する者は、次の身体疾患を持つ者である。但し、治療後、正常に戻った場合は、その限りではない。

1. 心臓異常者及び結核要注意者。
2. 眼及び耳に病気を持っている者。
3. テンカン等卒倒性体質者。
4. 法定伝染病、その他伝染性疾病のある者。
5. その他、本スクールが水泳禁止と認定した者。

## 傷害等の責任

第 13 条 本スクールは会員に対し施設入場者傷害保険に加入する。本スクール内において会員に事故が起きた場合には、上記保険の受給範囲内において損害賠償を行なうものとする。

## 休会及び退会

第 14 条 休会する者は、前月28日迄に別に定める休会届に休会費を添えて提出しなければならない。  
退会する者は、その2週間前迄に別に定める退会届を提出しなければならない。

## 除 名

第 15 条 会員が次の事項に該当するときは除名することがある。

1. 本スクールの会則に違反した時。
2. 本スクールの名誉及び信用を著しく傷つけた時。
3. 本スクールの授業料を3ヶ月以上滞納した時。

## 会員の変更

第 16 条 本会則は理事会の決議により変更することができる。

## 付 則

本スクールは必要に応じ、本会則に定めのない事項及び業務執行に必要な細則、利用規定等を定めることができる。